

要保存

大道小学校 PTA 規約

細則・個人情報取扱規則

(2023.6 改訂)

## 第1章 名称

第1条 この会は藤沢市立大道小学校 PTA という。

## 第2章 目的

第2条 この会は保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

## 第3章 活動方針

第3条 この会の活動方針は次のとおりとする。

1. 保護者と教職員がお互いに理解し学び合うことを通して、よりよい保護者、教職員になるよう努める。
2. 家庭と学校とが緊密に連絡し合い、児童の生活環境をより良くすることに努める。
3. この会は教育を本旨とする民主団体であり、単に親睦を目的とせず、また学校の援助団体としての立場もとらない。
4. 特定の政党や宗教に偏ることなく営利を目的としない。
5. 学校の人事や管理には干渉しない。

## 第4章 会員

第4条 この会の会員となることができるのは、大道小学校の児童の保護者、校長および教職員とする。

第5条 会員は細則に定められた会費を納めるものとする。

第6条 会員は平等の権利と義務を有する。

## 第5章 経理

第7条 この会の経費は会費をもってまかなうことを原則とする。

第8条 この会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。  
ただし6年生の保護者へは、3月に仮決算報告を書面で配布する。

第10条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 委員会

第11条 この会の委員会は常任委員会および特別委員会とする。

第12条 常任委員会の任務と委員の選出方法および任期は細則に定める。

第13条 特別委員会は総会で承認されたときに設置し、委員の選出方法および任期についても承認を得るものとする。

## 第7章 集会

第14条 [総会] は次のとおりとする。

1. 総会は全会員をもって構成される最高決議機関である。

2. 総会は定期総会および臨時総会とする。臨時総会の代替として文書で議案を全会員に通知し、委任状により定期総会のルールにしたがって決議する。
3. 定期総会は年1回を原則とし、目的については細則に定める。
4. 臨時総会は委員代表会議で必要と認められたとき、または全会員の10分の1以上の要請があったとき開催する。
5. 総会審議は書面（電磁的記録を含む）によるものとする。但し、会員の出席が必要と委員代表会議で認められたときには集会形式とする。
6. 総会は委任状を含めて全会員の4分の1以上をもって成立する。
7. 議事は委任状を含めた決議書の提出または出席会員の過半数によりこれを決する。
8. 議決権を有する会員は1世帯につき1名と校長および教職員とする。
9. 総会の日時、場所および議案は総会の7日前までに全会員に通知する。
10. 会員は通知後においても総会準備会議前日までに文書で議案を提出することができるが、緊急動議の場合はこの限りでない。
11. 集会形式の総会の場合、議長はその総会で選出される。

第15条 [総会準備会議] は次のとおりとする。

1. 総会準備会議は各委員会の意見を集約した委員、校長、教頭をもって構成される。
2. 総会準備会議は総会にあたり各委員会の予算、決算および事業計画案、事業報告の審議を行う。
3. 総会準備会議は各委員会2名以上の出席をもって成立する。
4. 審議された事項については総会で報告し、承認を得るものとする。
5. 原則として総会の2週間前までに行う。
6. 総会準備会議は公開で行い、会員は誰でも意見を述べることができる。

第16条 [委員代表会議] は次のとおりとする。

1. 委員代表会議は、各委員会の意見を集約した委員をもって構成される。適宜校長、教頭も参加する。
2. 複数の委員会に関わる事項を審議する。
3. 原則として各委員会2名以上の出席をもって成立する。

第17条 [連絡会議] は次のとおりとする。

1. 連絡会議は常任委員、校長、教頭および特別委員をもって構成される。
2. 連絡会議は各委員会の活動報告ならびに情報交換の場とするが、この会議は決議機関とはならない。
3. 連絡会議は原則として年3回公開で行うが、会員であれば全ての議題に対し平等かつ自由に意見を述べるができる。

第18条 [定例会] は次のとおりとする。

1. 各委員会の委員によって構成される。
2. 各委員会で連絡会議の報告、委員会の活動内容、検討事項などについて話し合う。

3. 原則として連絡会議の前後に行う。
4. 年度始めの定例会同日の委員全体会にて、PTA 活動の概要を確認する。

## 第 8 章 会計監査

第 19 条 この会の会計監査は中間監査および年度末監査を行う。またこれ以外に随時、監査を行うことができる。

第 20 条 会計監査委員の選出方法および任期については細則に定める。

## 第 9 章 学校との関係

第 21 条 校長および教頭は管理運営上の立場から全ての会に出席して意見を述べるができる。

## 第 10 章 規約改正

第 22 条 規約改正については総会を開き委任状を含めた決議書の提出または出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

なお改正案は総会の 7 日前までに全会員に通知する。

## 第 11 章 個人情報保護方針

第 23 条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

### 附 則

この規約は、2001 年 4 月 1 日より実施。

2017 年 5 月 30 日第 7 章全面改正、6 月 1 日施行。

2019 年 3 月 1 日第 11 章改定、4 月 1 日施行。

2020 年 2 月 27 日第 7 章第 17 条改訂、4 月 1 日施行。

2022 年 6 月 1 日第 5 章第 9 条、第 7 章第 14 条・第 15 条・第 17 条、第 10 章第 22 条改訂、  
6 月 14 日施行。

## 細 則

### 第 1 章 会員

第 1 条 入学、転入時に入会申込書を担当委員会に提出することにより会員となる。

第 2 条 会員となったものは 1 世帯につき年額 2,000 円の会費を納めるものとする。

転入者の PTA 会費は入会日から算出した金額を納めるものとする。

ただし一度納入された会費は返金しない。

第 3 条 この会は神奈川県 PTA 協議会、日本 PTA 全国協議会に加盟することができる。

### 第 2 章 常任委員会の任務

第 4 条 各常任委員会の任務は次のとおりとする。

1. 学級学年委員会は学校と会員をつなぐ窓口として活動する。
2. 成人保健体育委員会は会員および児童それぞれの交流をはかる。
3. あおぞら委員会は PTA の活動状況および情報を会員へ知らせる。
4. 事務窓口委員会は PTA の活動を円滑に進めるための事務などを扱う。
5. 校外指導委員会は児童の安全と生活環境の向上に努める。
6. ベルマーク委員会は活動を通じ、児童の快適な学校生活を支援する。

### 第 3 章 常任委員の選出方法と任期

第 5 条 選出方法および任期は次のとおりとする。

1. 各学年より互選により選出する。ただし校外指導委員については各地区より選出する。大道学級については学級学年委員を選出するが、その他の委員については任意とする。
2. 常任委員の任期は 1 年とする。
3. 委員会で欠員が生じたときその残任期間における委員の補充については各委員会の判断にゆだねるが、その結果は全会員に報告する。

### 第 4 章 総会

第 6 条 総会の主要な目的は次のとおりとする。

- ①前年度の事業報告と決算報告の承認
- ②事業計画案と予算案の承認

### 第 5 章 会計監査委員の選出方法と任期

第 7 条 会計監査委員は 5 年生より 2～3 名選出し、任期は 1 年とする。また欠員が生じたときは同学年より再度選出し、全会員に報告する。ただし任期は残任期間とする。

### 第 6 章 その他の活動

第 8 条 この会において次の活動をすることができる。

#### 1. サークル活動

サークルと会員の自主性による継続的な活動をいい、成人保健体育委員会を窓口としサークル規定に沿って活動する。

<サークル規定>

- ① サークルは大道小 PTA 会員 5 名以上で構成される。
- ② 活動は原則として大道小校内で行うものとし、施設利用、時間帯については学校の許可を得るものとする。
- ③ 活動期間は申請日から年度末までとし、総会において活動報告をする。  
次年度も継続する場合は再度申請手続きをとり、活動報告書、会計報告書とともに申請書を担当委員会に提出する。

## 2. 自主活動

自主活動とは会員の自主性による単発的な活動をいい、会員や児童を対象とした企画を行うものとする。

- ① 申請は原則として総会にあわせて行う。
- ② 総会準備会議において企画の内容説明を行い、総会で承認を得る。  
大道こどもまつりなど学校行事においては、校長および教頭の承認を得る。
- ③ 活動費は総会で認められた自主活動費の範囲内とする。
- ④ 主催者は総会において活動報告をする。

## 第 7 章 慶弔金

第 9 条 この会における慶弔金の規定は次のとおりとする。

1. 会員および児童が死亡したときの香典は 5,000 円とする。
2. 校長及び教職員が離退任する場合の記念品は 3,000 円の範囲内とする。

## 第 8 章 細則の改廃

第 10 条 本細則の改廃は総会において 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

### 附 則

2014 年 2 月 28 日 第 1 章第 1 条一部改正、4 月 1 日施行。

2015 年 2 月 26 日 第 6 章第 8 条 2.②一部改正、4 月 1 日施行。

2017 年 5 月 30 日 第 3 章第 5 条 1、第 5 章第 7 条、第 6 章第 8 条 2.一部改正、6 月 1 日施行。

2019 年 3 月 1 日 第 1 章第 3 条一部改正、4 月 1 日施行。

2021 年 3 月 1 日第 1 章第 2 条改正、4 月 1 日施行。

2022 年 6 月 1 日第 4 章第 6 条・第 6 章第 8 条改正、6 月 14 日施行。

2022 年 12 月 1 日改正、2023 年 4 月 1 日施行。

## 大道小学校 PTA 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 この個人情報取扱規則は、大道小学校 PTA（以下「この会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと PTA 活動の円滑な運営を図り、会員個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定める。

### (責務)

第2条 この会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動における個人情報の保護に努めねばならない。

### (管理者)

第3条 この会における個人情報データベースの管理者は、事務窓口委員会・連絡係とする。

### (取扱者)

第4条 この会における個人情報データベースの取扱者は、常任委員会・代表とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 この会が個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示しなければならない。なお、病歴、障害、医師等からの指導・調剤情報などを収集する場合は、これもあらかじめ本人の同意を得ねばならない。

### (業務の委託等)

第7条 この会は、個人情報の取り扱いに関わる業務を以下の機関を除いて外部に委託できない。  
一 藤沢市立大道小学校

### (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の PTA 会員間の業務連絡
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成、委員選出のため
- (3) 会計処理委託のため藤沢市立大道小学校に第三者提供する
- (4) 大規模災害等、会員の人命安全に関わる際の情報共有のため

### (利用目的による制限)

第9条 この会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

### (管理)

第10条

- (1) 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理しなければならない。
- (2) 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄しなければならない。

#### **(保管および持ち出し等)**

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で管理しなければならない。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、送付情報内容の限定やファイルにパスワードをかけるなど利用者を適切に管理し、使用後もそのデータを適切に管理しなければならない。

#### **(第三者提供の制限)**

第12条 この会の取り扱う個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### **(第三者提供を受ける際の確認等)**

第13条 この会は第三者から個人情報の提供を受けない。

#### **(第三者提供に係る記録の作成等)**

第14条 前条により第三者から個人情報の提供を受けないため記録の作成は行わない。

#### **(情報開示等)**

第15条 この会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

#### **(漏えい時等の対応)**

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

#### **(研修)**

第17条 この会は、PTA 委員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

#### **(苦情の処理)**

第18条 この会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

#### **(改正)**

第19条 この会の「大道小学校 PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

#### 附則

本規則は、2019年4月1日より施行する。

2023年5月31日第10条改訂、6月1日施行。

2019年3月1日制定